**特定非営利活動法人　名取メンタルヘルス協会　定款**

第１章　　総則

（名称）

1. この法人は、特定非営利活動法人名取メンタルヘルス協会という。

（事務所）

1. この法人は、主たる事務所を宮城県名取市に置く。

第２章　　目的及び事業

（目的）

1. この法人は、障害者の社会復帰及び社会参加を促進するため、グループホーム（共同生活援助）及びケアホーム（共同生活介護）を運営し、利用者が自立的な日常生活を営むことができるよう支援を行うことを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

1. この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。
2. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動。

（事業）

1. この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

特定非営利活動法人に係る事業

* 1. 共同生活援助事業（グループホーム「齋藤荘」「小泉荘」「高橋荘」「大内荘」「土屋荘」）の管理運営
	2. 指定特定相談支援事業の管理運営
	3. 障害者の活動の場の確保に関する事業
	4. その他この法人の目的達成のために必要な事業特定非営利活動法人に係る事業

第３章　　会員

（種別）

1. この法人の会員は、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下（法）という。）上の社員とする。
2. 正会員　この法人の目的に賛同し、この法人が行う事業及び活動を推進する個人及び団体。

（入会）

1. 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

２．理事長は、前項の者の入会を認めない時は、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

1. 削除

（会員の資格の喪失）

1. 会員が次のいずれかに該当するに至った時は、その資格を喪失する。
2. 退会届の提出をした時
3. 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅した時
4. 除名された時

（退会）

1. 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

1. 会員が次の各号のいずれかに該当するに至った時は、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
2. 法令、又はこの法人の定款等に違反した時
3. この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をした時

（会費等の不返還）

1. 削除

第４章　　役員及び職員

（種別及び定数）

1. この法人に次の役員を置く。
2. 理事　３人以上１５人以下
3. 監事　１人以上２人以下

２．理事のうち、１人を理事長、１人を副理事長とする。

（選任等）

1. 理事及び監事は、総会において選任する。

　　２．前項の規定にかかわらず、任期途中で補充する場合は、理事会にて選任することができる。

３．理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

４．役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

５．監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

1. 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

２．理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

３．副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時又は理事長が欠けた時は、その職務を代行する。

４．理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

５．監事は、次に掲げる職務を行う

1. 理事の業務執行の状況を監査すること
2. この法人の財産の状況を監査すること
3. 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
4. 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を召集すること
5. 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の召集を請求すること

（任期等）

1. 役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２．前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでの任期を伸長する。

３．補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

４．役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

1. 理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けた時は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

1. 役員が次の各号のいずれかに該当するに至った時は、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
	1. 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められる時
	2. 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があった時

（報酬等）

1. 役員は、無報酬とする。

２．役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３．前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職員）

1. この法人に、事務局長その他職員を置く。

２．職員は、理事長が任免する。

第５章　　総会

（種別）

1. この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）

1. 総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

1. 総会は、次の事項について議決する。
2. 定款の変更
3. 解散
4. 合併
5. 事業計画及び活動予算ならびにその変更
6. 事業報告及び活動決算
7. 役員の選任及び解任
8. 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第５０条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
9. その他運営に関する重要事項

２．なお、前項各号の規定のうち、法定の総会議決事項（①定款の変更、②解散及び③合併）以外の事項については、理事会の議決事項とすることができる。

（開催）

1. 通常総会は、毎年１回開催する。

２．臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

1. 理事会が必要と認め、召集の請求をした時
2. 正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、召集の請求があった時
3. 第１５条第５項第４号の規定により、監事から召集があった時

（召集）

1. 総会は、前条第２項第３号の場合を除き、理事長が召集する。

２．理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があった時は、その日から２０日以内に臨時総会を召集しなければならない。

３．総会を召集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会の５日前までに通知しなければならない。

（議長）

1. 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

1. 総会は、正会員数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

1. 総会における議決事項は、第２５条第３項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

２．総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

３．正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面及び電磁的記録により同意の意思表示をした時は、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

（表決権等）

1. 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

２．やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３．前項の規定により表決した正会員は、前２条及び次条第１項第２号の適用については、総会に出席したものとみなす。

４．総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

1. 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
2. 日時及び場所
3. 正会員総数及び出席者数（書面及び電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
4. 審議事項
5. 議事の経過の概要及び議決の結果
6. 議事録署名人の選任に関する事項

２．議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名押印しなければならない。

３．前２項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

* 1. 総会の議決があったものとみなされた事項の内容
	2. 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
	3. 総会の決議があったものとみなされた日
	4. 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第６章　　理事会

（構成）

1. 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

1. 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項について議決する。
2. 総会に付議すべき事項
3. 総会の議決した事項の執行に関する事項
4. その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

２．なお、第２３条第２項の規定により、本来総会に付すべき議決事項について、理事会での議決事項とすることができる（ただし、法定の総会議決事項（①定款の変更、②解散及び③合併）以外に限る）。

（開催）

1. 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
2. 理事会が必要と認めた時
3. 理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があった時
4. 第１５条第５項第５号の規定により、監事から召集の請求があった時

（召集）

1. 理事会は、理事長が召集する。

２．理事長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があった時は、その日から１０日以内に理事会を召集しなければならない。

　　３．理事会を召集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも理事会の５日前までに通知しなければならない。

（議長）

1. 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）

1. 理事会における議決事項は、第３４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２．理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

３．第２３条第２項の規定により、法定の総会議決事項（①定款の変更、②解散及び③合併）以外の事項については、理事会の議決事項とすることができる。

（表決権等）

1. 各理事の表決権は、平等なるものとする。

２．やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

３．前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

４．理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

1. 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
2. 日時及び場所
3. 理事総数及び出席者数及び出席者氏名（書面及び電磁的方法による表決委任者がある場合にあっては、その旨を付記すること）
4. 審議事項
5. 議事の経過の概要及び議決の結果
6. 議事録署名人の選任に関する事項

２．議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名押印しなければならない。

第７章　　資産及び会計

（資産の構成）

1. この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
2. 設立当初の財産目録に記載された資産
3. 寄付金品
4. 財産から生じる収入
5. 事業に伴う収入
6. その他の収入

（資産の区分）

1. 削除

（資産の管理）

1. この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

1. この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

1. 削除

（事業計画及び予算）

1. この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

1. 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない時は、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

２．前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予備費の設定及び使用）

1. 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

２．予備費を使用する時は、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

1. 予算作成後にやむを得ない事由が生じた時は、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

1. この法人の事業報告書、活動決算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

２．決算上剰余金を生じた時は、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

1. この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（臨機の措置）

1. 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとする時は、総会の議決を経なければならない。

第８章　　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

1. この法人が定款を変更しようとする時は、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第２５条第３項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。
	1. 目的
	2. 名称
	3. その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
	4. 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
	5. 社員の得喪に関する事項
	6. 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
	7. 会議に関する事項
	8. その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
	9. 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
	10. 定款の変更に関する事項

（解散）

1. この法人は、次に掲げる事由により解散する。
	1. 総会の決議
	2. 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
	3. 正会員の欠亡
	4. 合併
	5. 破産
	6. 所轄庁による設立の認証の取消し

２．前項第１項の事由によりこの法人が解散する時は、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

３．第１項第２号の事由により解散する時は、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

1. この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）した時に残存する財産は、法第１１条第３項に掲げる者のうち、総会において出席した正会員の半数以上の議決を経て選定されたものに譲渡するものとする。

（合併）

1. この法人が合併しようとする時は、総会において正会員総数の四分の三以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を経なければならない。

第９章　　公告の方法

（公告の方法）

1. この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示すると共に、河北新報に掲載して行う。

第１０章　　雑則

（細則）

1. この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

１．この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２．この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

　　　理事長　　沼田　　盛子　　　　　　　理事　　齊藤　　弘之

　副理事長　佐藤　　信雄　　　　　　　理事　　佐藤　　善五郎

　理事　　　荒砥　　艶子　　　　　　　理事　　庄司　　宣昭

　理事　　　大友　喜久夫　　　　　　　理事　　山口　　一昭

　理事　　　菅野　　　實　　　　　　　理事　　吉成　　正武

　理事　　　小泉　　　潤　　　　　　　監事　　佐藤　　正春

　理事　　　今野　　利男　　　　　　　監事　　横田　　俊一

３．この法人の設立当初の役員の任期は、第１６条第１項の規定にかかわらず、成立の日から平成１５年３月３１日までとする。

４．この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第４４条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

５．この法人の設立当初の事業年度は、第４９条の規定にかかわらず、設立の日から平成１５年３月３１日までとする。

６．この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

（１）入会金　　なし

（２）年会費　　なし

７．この法人の設立の日前に、任意団体名取メンタルヘルス協会の会員であった者は、特に申出がない限り、引き続きこの法人の正会員とみなす。

８．この法人の設立の日前における、任意団体名取メンタルヘルス協会の資産及び負債は、この法人が承継する。この場合において、任意団体名取メンタルヘルス協会が有する債権及び債務は、これを引き継ぐものとする。

附則

この定款は、宮城県知事の認証のあった日から施行する。

附則

この定款は、宮城県知事の認証のあった日から施行する。

附則

この定款は、宮城県知事の認証のあった日から施行する。